

平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成27年8月27日（木）
開会：午前10時 中断：午前10時30分
再開：午後1時15分 閉会：午後 1時30分
- 2 開催場所 北部地域文化センターホール（午後10時～午前10時30分）
教育委員会室2（午後1時15分～午後 1時30分）
- 3 会議次第
 - 議題の非公開について
 - 教育長報告
 - 議案第84号 工事請負契約の変更（瀬田小学校大規模改修工事）に関する意見に係る臨時代理について
 - 議案第85号 工事請負契約の変更（瀬田小学校大規模改修機械設備工事）に関する意見に係る臨時代理について
 - 議案第86号 工事請負契約の変更（皇子山中学校大規模改修工事）に関する意見に係る臨時代理について
 - 議案第83号 平成28年度市立小中学校教科用図書採択について
 - 議案第87号 工事請負契約の締結（富士見小学校大規模改修工事及び富士見児童クラブ移転改修工事）に関する意見について
 - 議案第88号 工事請負契約の締結（瀬田中学校大規模改修工事）に関する意見について
 - 議案第89号 工事請負契約の締結（瀬田中学校大規模改修電気設備工事）に関する意見について
 - 議案第90号 工事請負契約の変更（長等小学校大規模改修工事）に関する意見について
 - 議案第91号 工事請負契約の変更（皇子山中学校大規模改修工事）に関する意見について
- 4 出席委員
桶谷委員長、本郷委員長職務代理者、日渡委員、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
松井教育次長、船見政策監、井口学校安全政策監、小林学校教育課長、南堀教育総務課長、他谷児童クラブ課長、鮫島教育総務課長補佐、服部教育総務課主幹、森学校教育課指導主事
- 6 会議に出席した事務局職員
伏見教育総務課主幹、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
 - (1) 一般傍聴者 31人
 - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第87号から議案第91号まで非公開とすることを可決

議案第83号 平成28年度市立小中学校教科用図書の採択について

【説明】

○小林学校教育課長 議案第83号平成28年度市立小・中学校教科用図書の採択について、委員会の議決を求めるものである。去る5月19日に委員長名で平成28年度に天津市立小学校及び中学校で使用する教科書の選定について、天津市教科用図書選定審議会会長に対して諮問を行った。内容としては、市立小学校及び中学校で使用する教科書の採択の適正を図るため、下記の事項について、天津市教科用図書採択の基本方針に従い調査研究し、教育委員会に答申されたく諮問すること。2点ある。中学校において使用する教科用図書。小学校及び中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、答申をいただきたいということで諮問をした。天津市教科用図書の採択に当たっては、教育基本法、学校教育法の理念の実現に向けて、以下の指定した最も適切と思われるものを採択するというので、発表する。1点目、学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得並びに思考力、判断力及び表現力を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことに適したものであること。2点目として、本市の教育振興基本計画の趣旨を踏まえた教育活動の展開に適したものであること。3点目として、基本的人権を尊重し、生命の尊さを大切にするとともに豊かな人間関係と社会性を育むことに適したものであること。4点目として、内容の配列や分量が適切で、文章表現や資料の取り扱い、色彩等が全ての児童・生徒にとって見やすく整理、工夫をされていること。5点目として、教科書採択に係る文部科学省並びに県教育委員会の通知内容に即したものであること。こういった基本方針に基づいて、審議会のほうでご審議をいただいた。

まず、中学校の教科用図書についてであるが、天津市教科用図書選定審議会の答申を受け、教科用図書の採択案については、資料1のとおりである。

国語では、言語活動を通して論理的に思考し、表現する能力の育成や我が国の言語文化の習得、また、読書に親しむ態度や読書習慣の形成について審議され、光村図書出版株式会社の教科書は、読む力、読解する力だけでなく、論理的思考の形成を育むとの評価をされ、推薦図書に選定された。

書写では、毛筆において初めて学習する行書の筆の運びや厚さについて審議され、株式会社三省堂の教科書は、学習する文字が楷書と行書でわかりやすく示されていることや日常生活に書写で学習したことを取り入れている等が評価され、推薦図書に選定された。

社会科地理的分野では、課題提示の仕方やまとめ方、また資料の豊富さや資料の読み取り方等について審議され、株式会社帝国書院の教科書は、資料が大きく提示され、なおかつグラフの読み取り等も記載され、学び方を学べること等が評価され、推薦図書に選定された。

社会科歴史的分野では、教科書の紙面の扱い方や資料の豊富さ、時代の流れや特色のわかりやすさ等について審議され、東京書籍株式会社の教科書は、紙面構成の統一感があり、学びやすさと、また今学んでいる時代が歴史学習全体の中でどのあたりなのか明瞭に示されていること等が評価され、推薦図書に選定された。

社会科公民的分野では、初めて学習する教科ということもあり、導入のあり方や資料の豊富さ等について審議され、東京書籍株式会社の教科書は、身近な素材から導入していく、関係法規を紹介しているところが評価され、推薦図書に選定された。

地図では、我が国の領空、領海が示されていることや資料の豊富さ、色合いや立体的なあらわし方、環境問題の取り上げ方等について審議され、株式会社帝国書院の教科書は、鮮明な色合いで土地の高さや地形がわかりやすく、また日本と諸外国が容易に比較できる工夫があること等が評価され、推薦図書に選定された。

数学では、小学校の学習内容とのつながりや別冊の有無、基礎基本の定着と発展的な内容の設定や

教員にとって使いやすさ等について審議され、東京書籍株式会社の教科書は、数学的な知識を活用しながら説明したり分析したりしていく部分が明確に打ち出されていること、また基礎基本の定着ということ等が評価され、推薦図書に選定された。

理科では、別冊の有無や実験の内容、家庭学習とのつながり等について審議され、株式会社新興出版社啓林館の教科書は、資料が豊富で問題解決の過程がわかりやすく示され、別冊が家庭学習を促進させる等の評価をされ、推薦図書に選定された。

音楽一般では、写真や絵をもとにした紙面のデザイン性や音楽への導き方等について審議され、株式会社教育芸術社の教科書は、学習目標が教科書の左上に明記されていることや写真や絵を活用しながら、文字でも歌詞の意味について伝えること等が評価され、推薦図書に選定された。

音楽器楽合奏では、ソプラノリコーダー、アルトリコーダーの指使いや姿勢、アンサンブルについて審議され、株式会社教育芸術社の教科書は、アンサンブルが豊富で、使われている楽器も多く広がりを感じることができると評価され、推薦図書に選定された。

美術では、掲載されている写真やその大きさ、教科書の扱い方、美術と社会との関係等について審議され、開隆堂出版株式会社の教科書は社会の中で美術がどのように生きるのか、美術と社会がどうつながっていくのか示されていること等が評価され、推薦図書に選定された。

保健体育では、家庭学習における使いやすさ、資料の豊富さ、読み物としての内容などについて審議され、株式会社学研教育みらいの教科書は、ウオームアップという学習目標を手がかりとすることで、生徒が学びやすいこと、人権や人間関係に配慮した内容が取り上げられていること等が評価され、推薦図書に選定された。

技術・家庭、技術分野では、実技に伴う絵や写真などの紙面、学習の中での示し方、家庭学習における使いやすさ等について審議され、開隆堂出版株式会社の教科書は、実技に係る写真が手元だけでなく体全体を掲載することで、生徒に体の使い方がわかりやすく、教科書の流れが見やすく、家庭学習においての使いやすさ等が評価され、推薦図書に選定された。

技術・家庭、家庭分野では、挿絵や写真による資料の示し方や調理実習に係るレシピの量や内容、食生活とのつながり等について審議され、開隆堂出版株式会社の教科書は、写真資料が見やすいことや作業の手順が明確に示されていること等が評価され、また栄養のバランスや食料事情等に関する資料等が評価され、推薦図書に選定された。

外国語、英語では、小学校との学習のつながり、リスニング、授業のあり方、教師にとっての使いやすさ等について審議され、東京書籍株式会社の教科書は、聞く、話す、読む、書くの4つのバランスがよく、生徒や教師にとって使いやすい内容であるため、英語に親しみが持てると評価され、推薦図書に選定された。

資料2をごらんいただきたい。次に、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級で使用することができる教科用図書、いわゆる一般図書については、毎年異なる図書を採択することが可能であるとされている。このことについては、本市では例年は発行停止や絶版となった図書についてのみ採択を行ってきている。本年度のように中学校の教科用図書について調査研究を行った年度については、あわせて中学校特別支援学級で教科用図書として使用する図書についても調査研究を行い、一般図書の見直し作業を行ってまいった。そこで、本年度については中学校の一般図書について調査研究を行い、大津市教科用図書選定審議会でご協議いただいた結果、教科用図書の採択案については資料2のとおり答申された。なお、各学年、各種目のA段階においては、通常学級用の教科用図書を使用することになる。B、C、D7段階において、それぞれ資料に上げられている教科用図書を使用することとなる。また、弱視学級の児童・生徒に対しては、この通常学級用の教科用図書の文字を拡大した拡大教科書や、文字を点訳した点字教科書を使用できることとしている。

資料3をごらんいただきたい。小学校の教科用図書についてであるが、資料3で示されている分は今年度使用しているものである。法令により、平成28年度は今年度と同一のものを採択しなければならないとなっていることから、資料3で示したものを採択いただくこととなる。

資料4をごらんいただきたい。小学校特別支援学級で教科用図書として使用する図書についてである。資料4の小学校の一般図書については、昨年度から変更はない。

なお、今年度の教科書採択にかかり、8つの要望書が届いた。その内容については、これまでに報告を申し上げているとおりである。また、どの子にとっても使いやすい教科書を採択するというユニバーサルデザインの観点から、特に今年度は色弱模擬フィルター、もしくは同様の検証を行うことも

できるソフトウェアを使用し、全ての教科書について調査研究を行ったことも申し添えさせていただきます。

以上、中学校の教科用図書及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書、小学校の教科用図書及び小学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択について審議いただくようお願いをする。

【質 疑】

○日渡委員 この審議会の結論が出るまでの手順等について、もう一回確認をさせていただきたい。審議会の前にどういうところで検討したか。

○小林学校教育課長 審議会の前にそれぞれ理事長等の役員も決めていただいたのと並行して、調査研究員によるそれぞれの種目ごと全ての教科書、こちら大津市教育委員会に届いている教科書ということになるが、実際に教科書があるものについて、全て調査研究した。これには県からいただいているこの教科書採択にかかわる資料等も活用しながら、ユニバーサルデザイン等も含む全ての教科書について、中身についてそれぞれのページごとに教科、種目ごとの調査研究員が調査研究を行って調査をまとめ、資料として作成をした。この資料に基づき、審議会で計4回の審議をいただいた。その中で、それぞれの種目ごとに委員に実際に教科書を手にとって見ていただいたので、それぞれの教科書の特徴であったり、実際にその教科書を使う先生の立場になって、その持ち運びであったり重ね方であったりという、実際に学校の行き帰り等にどういった負担があるのかといったことも含めて、審議会で審議をいただいた。第3回には、最終回の第4回でどういった形でそれぞれ種目ごと1業者の教科書の選定をするのかという選定方法についても審議をいただき、4回目、ただいま説明申し上げたそれぞれの種目ごとの教科書を選定していただいたという流れになる。

○桶谷委員長 本市の基本方針、選定に当たっての基本方針にも書かれており、とりわけ今回のような文科省からの通達にもあったいわゆるユニバーサルデザインということについて、どのように選定委員の先生方にお話したか、ご説明いただきたい。

○小林学校教育課長 ユニバーサルデザインについては、色覚の特性への配慮、みやすいレイアウト、文字など、全ての教科書についてユニバーサルデザイン化に向けた取り組みが進められていったということについて確認をした。調査研究員での確認も行い、審議会で実際確認をしていただいている。今年度の、色弱模擬フィルター、眼鏡状のものであるが、それを通して見ると実際色覚に特性を持っている子がどのように見えるかということが我々にも同じように見えるという、そういうフィルターであるが、そうしたものの、またそれに準ずるソフトウェア等も使い、配色処理について調査研究を行った。あわせて、教科書の奥付等に記載となっているユニバーサルデザインに対する各発行者の取り組み内容についても、一覧表を作成し資料としてご提示させていただき、審議会で比較検討を行っていただいたという流れである。

○桶谷委員長 個人的な意見として言いたい。ユニバーサルデザインをどのように各教科書会社を取り扱っているかという一覧表も見せていただいたが、大事なのは子どもたち一人一人の人権がしっかりと守られているということであり、それぞれの立場に立った教科書づくり、そういう観点が必要とされる。残念なことに、音楽の教科書はそこからは、少し離れている。その点について、説明願いたい。

○小林学校教育課長 先ほども申したとおり、それぞれの教科書、調査研究員からは特にこのページについて、実際そのフィルターを通して比較検討した資料も作成してほしいというリクエストもあり、特に調査研究員が見て気になる部分については紙面に残すような形で、プリントアウトしたのも委員の皆様にご提示をさせていただいた。ただ、ユニバーサルデザインについてであるが、色についての配慮がなされている部分がほとんどであり、全ての教科書について何らかの努力がなされている。ただ、この色覚に特性を持っている子供たちというのは1つのことではなく、例えば赤い色が見にくかったり、青系統の色が見にくかったりと、さまざまおられるので、その全てに明らかに、例えば帯グラフのそれぞれの項目の色の違いがくっきりと出る色合いにすることというのはなかなか難しい。どこかに焦点を当てて、その色合いの調整をしていき、なおかつそれだけではなかなか比べることができないときに、その配慮として、例えば線を入れる、記号を入れる、文字での説明を入れるというような配慮をそれぞれの教科書がされている。

【採 決】 可決

教育長報告

- 議案第 8 4 号 工事請負契約の変更（瀬田小学校大規模改修工事）に関する意見に係る臨時代理について
- 議案第 8 5 号 工事請負契約の変更（瀬田小学校大規模改修機械設備工事）に関する意見に係る臨時代理について
- 議案第 8 6 号 工事請負契約の変更（皇子山中学校大規模改修工事）に関する意見に係る臨時代理について

【説明】

○井上教育長 予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負の契約は市議会の議決事項となっており、議案第 8 4 号及び議案第 8 5 号は瀬田小学校大規模改修工事、議案第 8 6 号は皇子山中学校大規模改修工事のそれぞれ工事請負契約の変更について、いずれもさきの 6 月議会に提出した議案について、市長からの意見聴取に関し臨時に代理したので、報告をするもの。

工事概要としては、瀬田小学校の大規模改修工事については、児童数の増加に伴い、職員室等の移設並びにこれら用途に供していた部分を普通教室へ改修する必要性が生じたため、変更契約をするものである。次に、皇子山中学校の大規模改修工事については、着工後に体育館の屋根の雨漏れが発生するなど、当初予定していたよりも老朽化が進んでいたことから、改修方法を塗装工からシート防水工に変更する必要性が生じたため、変更契約するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

- 議案第 8 7 号 工事請負契約の締結（富士見小学校大規模改修工事及び富士見児童クラブ移転改修工事）に関する意見について
- 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結（瀬田中学校大規模改修工事）に関する意見について
- 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結（瀬田中学校大規模改修電気設備工事）に関する意見について
- 議案第 9 0 号 工事請負契約の変更（長等小学校大規模改修工事）に関する意見について
- 議案第 9 1 号 工事請負契約の変更（皇子山中学校大規模改修工事）に関する意見について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第 8 7 号については、富士見小学校の大規模改修工事及び富士見児童クラブ移転に伴う内部改修工事一式で、契約金額が合計 5 億 4, 0 0 0 万余り、内訳は記載のとおりである。

議案 8 8 号については、瀬田中学校の大規模改修工事の建築工事一式で、契約金額 6 億 1, 0 0 0 万余りである。

議案第 8 9 号は、瀬田中学校の大規模改修工事の電気設備工事で、工事概要は受変電設備工事一式からその他電気設備工事一式まで記載のとおりで、契約金額は 1 億 4, 2 0 0 万円余りである。

議案第 9 0 号は、長等小学校大規模改修工事に関し、契約金額を 2 億 4, 9 8 0 万から 2 億 5, 8 0 0 万余りに変更するもので、変更する理由は、当初想定したよりも校舎及び体育館の外壁が劣化していたということが判明したので、その補修箇所を追加するというものである。金額は 8 9 3 万余りの増額である。

議案第 9 1 号は、皇子山中学校大規模改修工事に関し、契約金額 3 億 7, 0 0 0 万余りから 3 億 7, 2 0 0 万余り、2 0 8 万 3, 0 0 0 円余りの金額の増額である。変更理由は先ほどと同様で、当初想定していたよりも校舎及び体育館の外壁が劣化していたことから、その補修箇所を追加する必要性が生じたためである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言